

# 印東加圧ポンプ場 1 号送水ポンプ設備修繕工事

## 特 記 仕 様 書

令和 8 年 6 月

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

## 目 次

### 第1章 総 則

|     |                |   |
|-----|----------------|---|
| 1－1 | 適用範囲 .....     | 1 |
| 1－2 | 仕様書の優先順序 ..... | 1 |
| 1－3 | 工事概要 .....     | 1 |
| 1－4 | 一般事項 .....     | 2 |
| 1－5 | 工事共通事項 .....   | 5 |

### 第2章 印東加圧ポンプ場1号送水ポンプ設備修繕工事

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 2－1 | 概 要 .....      | 5  |
| 2－2 | 工事対象設備仕様 ..... | 6  |
| 2－3 | 材料（交換部品） ..... | 6  |
| 2－4 | 施工内容 .....     | 9  |
| 2－5 | その他 .....      | 10 |

### 第3章 安全対策

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 3－1 | 公衆災害 .....   | 11 |
| 3－2 | 安全・訓練等 ..... | 11 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 建設副産物に関する特記仕様書 ..... | 13 |
|----------------------|----|

|               |    |
|---------------|----|
| 施工条件の明示 ..... | 14 |
|---------------|----|

## 第1章 総則

### 1-1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

- |     |      |                       |
|-----|------|-----------------------|
| (1) | 工事番号 | 印修令8第1号               |
| (2) | 工事名  | 印東加圧ポンプ場1号送水ポンプ設備修繕工事 |
| (3) | 工事場所 | 佐倉市高崎948番地（印東加圧ポンプ場内） |
| (4) | 工事期限 | 契約日の翌日から令和9年3月10日限り   |

### 1-2 仕様書の優先順序

1. 仕様書の優先順序は以下によるものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部水道工事標準仕様書
- (3) 日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書
- (4) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び（電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(5) その他公的な仕様書

なお、本特記仕様書、設計図書等に記載のない事項については、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

### 1-3 工事概要

1. 本工事は、印東加圧ポンプ場内に設置されている1号送水ポンプ設備の機能維持を図り、故障等による送水停止を未然に防止するため、工場持込みにより1号送水ポンプ設備の分解・点検・整備を請負により行うもので、1号送水ポンプ・モーターの撤去・据付・単体試験等の一切を含むものとする。

また、1号送水ポンプ吐出弁の制御部品交換及び注水ポンプ・モーター交換を併せて行うものである。

- |     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| (1) | 1号送水ポンプ・モーター撤去据付工     | 1式 |
| (2) | 1号送水ポンプ・モーター分解・点検・整備工 | 1式 |

#### 1－4 一般事項

1. 受注者は、設計図書に基づき施工するものとするが、仕様書に明記されていない事項があっても本工事目的物を達成するにあたり、当然必要と思われる工事等は、当組合の承諾を得て施工しなければならない。
2. 工事に伴い第三者や当組合工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡のうえ、受注者の負担により速やかに復旧しなければならない。
3. 受注者は、本工事に係わる諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、工事の施工に必要な届出等は受注者がこれを代行し、製品等に関し特許等に抵触するものがあるときは、全て受注者の責任において処理すること。
4. 仕様書間の相違や疑義が生じた場合は、監督職員に確認し、指示を受けなければならない。
5. 設計図書と関係法令等との間で相違がある場合、または、食い違いが生じた場合には遅滞なく監督職員に申し出て、完成品が違法とならないようすること。
6. 受注者は、主任技術者及び現場代理人の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。
7. 受注者は、監督職員と十分打合せの上、当施設運用への影響を最小限にとどめるよう施工すること。
8. 受注者は、工事期間中の現場内に仮設事務所を設置する場合、また、工事期間中に機器・材料・工具等を仮置きする場合は、当組合庁舎管理規程に基づき庁舎の使用許可を申し出ること。また、工事作業現場及び機器等は、適切な養生を行い現場内の管理は受注者の責任とする。
9. 工事用電源は、当組合の施設運用に支障のない範囲で監督職員の許可を得て使用することができる。ただし、施設の容量等制限を超えるものについては受注者の負担とする。
10. 契約不適合責任期間については、建設工事請負契約書に基づくものとし、この間の故障もしくは欠陥について受注者は速やかに原因を調査すること。また、原因が本工事に起因する場合は、交換または修理しなければならない。この場合、費用については受注者の負担とする。その他、当組合の規程による。
11. 受注者は、契約書の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

12. 受注者は、工事の施工にあたり、既設稼働中の設備・機器等の仕様、運用について事前に十分調査し、稼働中の設備に支障を与えないように、各施工対象設備・機器等の施工順序及び施工方法を十分検討しなければならない。
13. 受注者は、監督職員と十分打合せのうえ、当施設運用への影響を最小限にとどめるよう作業手順書を作成し施工しなければならない。
14. 製作機器等の工場検査について、特に必要と認めた場合、監督職員が直接検査を行う場合がある。
15. 受注者は、工事の施工にあたり、作業上の安全対策を十分行わなければならない。
16. 受注者は、工事施工にあたり、衛生管理には十分注意しなければならない。
17. 工事現場において施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入ってはならない。同様に施工と関係のない機器等には絶対に触れてはならない。

#### 18. 提出書類等

受注者は、次の書類を遅滞なく提出すること。

##### (1) 契 約 後

- |                                                                   |               |     |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|-----|
| ① 工事着手届                                                           | (契約後 7 日以内)   | 2 部 |
| ② 主任技術者等選任通知書                                                     | ( " )         | 2 部 |
| (経歴書、資格証の写し又は、実務経歴証明書及び当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係のあることを証する書面の写しを添付すること。) |               |     |
| ③ 工程表                                                             | (契約後 1 4 日以内) | 2 部 |
| ④ 受注時工事コリンズ登録の写し                                                  | (契約後 1 0 日以内) | 1 部 |
| ⑤ 工事保険の契約書の写し                                                     | (契約後 3 0 日以内) | 1 部 |
| (保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 1 4 日として契約すること。)               |               |     |
| ⑥ 火災保険等の写し                                                        | (契約後 3 0 日以内) | 1 部 |
| (保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 1 4 日として契約すること。)               |               |     |
| ⑦ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書                                               | (契約後 3 0 日以内) | 1 部 |

##### (2) 着 手 後

- |                               |                   |     |
|-------------------------------|-------------------|-----|
| ① 施工計画書                       | (原則として契約後 1 か月以内) | 2 部 |
| 〔工事概要、実施工程表、現場組織表、安全管理、施工方法等〕 |                   |     |

- ② 下請業者選定通知書 (原則として契約後 1 か月以内) 2 部  
 [施工体制台帳、施工体制図、下請契約書の写し、再下請負契約書の写し等]

- ③ 工事打合簿 ( 必要の都度 ) 2 部  
 ④ 庁舎使用許可申請書 ( " ) 1 部  
 ⑤ 作業員名簿 ( " ) 1 部  
 ⑥ 腸内細菌検査(検便)結果の写し ( " ) 1 部  
 ⑦ 材料承諾願 ( " ) 2 部  
 ⑧ 承諾図書 ( " ) 2 部

[機器等の製作図面については、原則として契約後 1 ヶ月以内]

仕様・施工等の打合せ協議を行い確認した後、機器製作及び詳細仕様書を決定し、機器単体図、据付施工図等、その他必要な図面を作成し、監督職員の承諾を得て機器等の製作に入ること。

- ⑨ 作業要領書、手順書 ( 現場着手前 ) 2 部  
 ⑩ 建設副産物処理承認申請書 ( " ) 2 部

[「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、[建設副産物情報交換システム工事登録証明書]]

- ⑪ 労災保険加入確認書の写し ( 現場着手前 ) 1 部

### (3) 工事施工中

- ① 工事履行報告書 ( 翌月 5 日まで ) 1 部  
 ② 月間工事工程表 ( 各月ごと必須 ) 1 部  
 ③ 週間工事工程表 ( 監督職員の指示による ) 1 部  
 ④ 工事日報 ( 当日作業後 ) 1 部  
 ⑤ 機器・材料確認願 ( 必要の都度 ) 2 部  
 ⑥ 確認・立会願 ( " ) 2 部

### (4) 工事完成時

- ① 工事完成通知書 2 部  
 ② 完成時工事コリンズ登録の写し (工事完成後 10 日以内) 1 部  
 ③ 建設副産物処理調書 2 部

[「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」]

- ④ 安全・訓練等実施状況報告書 1 部

- ⑤ 工事完成図書（A4版 黒表紙） 2部  
工事の完成に伴って、工事結果を整理し報告するものとする。  
工場製作品については、工場内試験成績表（性能試験含む）を添付すること。  
単体試験結果報告書（各データ測定記録含む）  
※試験成績及び結果報告書等は良否の判断基準を明確にすること。

- ⑥ 工事完成図書（A4キングファイル） 1部  
⑦ 工事記録写真帳（A4サイズ） 1部  
⑧ 完成図書等電子ファイル（CD-ROM） 1式

〔施工図等の図面は、CADデータ（JW等）を完成図書と共にCD-ROMに格納し提出すること。〕

#### （5）そ の 他

- ① 電子的手段によって発注者に納品する際は、「工事完成図書の電子納品等要領 本編（令和8年2月国土交通省）」に記載のウイルス対策の項目を準拠すること。  
② 必要に応じて監督職員が指示したもの。

#### 1－5 工事共通事項

1. 各機器及び材料については、日本産業規格（JIS）・電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）・日本電機工業会規格（JEM）等の規格に基づき、日本水道協会等の適正な検査を実施し、規格に適合したものを使用すること。
2. 公的な仕様書、図面並びに承諾図等は、作業中現場に常備すること。
3. 既設稼働中の設備・機器等に対して、維持管理上の責任分界点を設け施工しなければならない。
4. 発生材は別紙「建設副産物特記仕様書」に基づき適正に処分すること。

### 第2章 印東加圧ポンプ場1号送水ポンプ設備修繕工事

#### 2－1 概 要

1. 本工事は、印東加圧ポンプ場内に設置している1号送水ポンプ設備の機能維持を図り、故障等による送水停止を未然に防止するため、工場持込みにより1号送水ポンプ設備の分解・点検・整備を請負により行うもので、1号送水ポンプ・モーターの撤去・据付・単体試験等の一切を含むものとする。

## 2-2 工事対象設備仕様

### (1) 1号送水ポンプ（渦巻ポンプ）

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 形 式 | CHNM                    |
| 吸込管 | 300mm                   |
| 吐出管 | 250mm                   |
| 揚 程 | 41m                     |
| 吐出量 | 8.32m <sup>3</sup> /min |

### (2) 1号モーター（三相誘導電動機）

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 形 式 | TKKH3-FCK11E L16X170HM |
| 出 力 | 90kW                   |
| 極 数 | 4                      |
| 電 圧 | 3φ 400V                |
| 回転数 | 1,485min <sup>-1</sup> |

### (3) 緩閉式逆止弁

|        |            |
|--------|------------|
| 機 名    | CVDB-300   |
| 形 式    | バイパス緩閉式逆止弁 |
| 口 径    | φ300mm     |
| 面 間    | 540mm      |
| 最高使用圧力 | 0.49MPa    |
| 常用使用圧力 | 0.29MPa    |

### (4) 仕切弁

|      |             |
|------|-------------|
| 機 名  | SVM-300     |
| 品 名  | フランジ形外ねじ仕切弁 |
| 常用圧力 | 0.29MPa     |
| 最高圧力 | 0.49MPa     |

### (5) 1, 2号注水ポンプ設備

#### ア. ポンプ（多段渦巻ポンプ（ボールベアリング形））

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 容 量 | 0.09m <sup>3</sup> /min |
| 全揚程 | 27.2m                   |
| 口 径 | φ40                     |

#### イ. 電動機（三相誘導電動機）

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 出 力 | 1.5kW                  |
| 定 格 | 三相200V、4極              |
| 回転数 | 1,500min <sup>-1</sup> |

## 2-3 材 料（交換部品）

1. 本工事において、製作・納入する主部品及び工場整備部品は次のとおりである。

※材料は、日本産業規格（JIS）、日本水道協会認証の関連規格に適合したもの、

又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) 現場交換部品

ア. 1号送水ポンプ

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| カップリングボルト (SS400+ゴム)       | 18組 |
| 圧力計 (100mm、レンジ0~1.0MPa)    | 1個  |
| 連成計 (100mm、レンジ-0.1~0.6MPa) | 1個  |
| 自動エア抜き弁 (TLV自動排気弁: VC4)    | 1個  |
| ゲートバルブ (青銅製、25A、10K)       | 1個  |
| ストップバルブ (青銅製、25A、10K)      | 1個  |
| ボルト・ナット類                   | 1式  |
| フランジパッキン (φ300mm)          | 1枚  |
| フランジパッキン (φ250mm)          | 1枚  |

イ. 1号緩閉式逆止弁

|       |    |
|-------|----|
| ゴム板   | 1個 |
| パッキン類 | 1式 |

ウ. 1号吐出弁

|             |    |
|-------------|----|
| ギアドリミットスイッチ | 1個 |
| トルクスイッチ     | 1個 |
| インターロックスイッチ | 1個 |
| スペースヒーター    | 1個 |
| 端子台及び配線材    | 1式 |
| ポテンションメーター  | 1個 |
| R/I変換器      | 1個 |
| パッキン類       | 1式 |

エ. 1, 2号注水ポンプ

|                   |    |
|-------------------|----|
| ポンプ               | 2台 |
| 電動機               | 2台 |
| ニードルバルブ (40A、20A) | 2個 |

(2) 工場内点検整備交換部品

ア. 1号送水ポンプ

|                   |    |
|-------------------|----|
| 羽根車 (CAC406)      | 1台 |
| 主軸 (S35C)         | 1個 |
| 軸受ケーシング (FC200)   | 2個 |
| 軸スリーブ (CAC406)    | 2個 |
| ディスタンスピース (SS400) | 1個 |
| 玉軸受 (6214)        | 2個 |
| 水切リング (ネオプレン)     | 2個 |
| ライナーリング (CAC406)  | 2個 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| オイルシール (SB 75×100×13 N. B. R) | 2 個 |
| オイルシール (SB 70×95×13 N. B. R)  | 1 個 |
| グランドパッキン (P # 6 5 0 1 L)      | 10本 |
| ガスケット                         | 1 式 |
| 平行ピン (SUS 3 0 4)              | 2 個 |
| ロックボルト (SS 4 0 0)             | 2 個 |
| パッキン板 (SUS 3 0 4)             | 2 個 |
| パッキン押えボルト (C 3 6 0 BD)        | 4 個 |
| パッキン押さえ (CAC406)              | 2 個 |
| 封水リング (SUS304)                | 2 個 |
| ベアリング用ナット                     | 1 個 |
| ベアリング用座金                      | 1 個 |
| キー (S50CN)                    | 2 個 |
| 軸受カバー (FC200)                 | 1 組 |
| 油面計 (STD)                     | 4 個 |
| 空気抜き (ポリカーボネイト)               | 2 個 |
| 温度計用アダプター (S25C)              | 2 個 |
| 棒状温度計 (BS/ガラス)                | 2 個 |
| 空気抜き弁 (BS/ガラス)                | 1 個 |
| イ. フライホイール                    |     |
| 主軸 (S35C)                     | 1 個 |
| 玉軸受 (6314)                    | 2 個 |
| 軸継手キー (S50C)                  | 3 個 |
| 軸受ナット (SS400)                 | 2 個 |
| 軸受用座金 (SS400)                 | 2 個 |
| 油面計 (STD)                     | 4 個 |
| 空気抜き (ポリカーボネイト)               | 2 個 |
| 油切カラー (CAC406)                | 4 個 |
| ウ. モーター                       |     |
| ベアリング (6220C3)                | 1 個 |
| ベアリング (6217ZZC3)              | 1 個 |
| 排油ランナー (負荷側)                  | 1 個 |
| 軸受座金 (負荷側)                    | 1 個 |
| 軸受ナット (反負荷側)                  | 1 個 |
| 軸受座金 (反負荷側)                   | 1 個 |
| アースブラシ (M-2B)                 | 1 個 |
| 回転計発電機用カップリング                 | 1 個 |
| ダイヤル温度計                       | 2 個 |

## 2-4 施工内容

印東加圧ポンプ場内において送水ポンプを分解し、ポンプ主要部品・フライホイール及びモーターを搬出する。工場整備後、搬入据付・単体試験等を行う。

### 1. 現場作業

#### (1) ポンプ・モーター分解搬出

- ①搬出前データの記録
- ②カップリングボルト取り外し
- ③モーター解線・撤去搬出
- ④ポンプ小配管撤去
- ⑤ポンプ搬出
- ⑥フライホイール撤去搬出
- ⑦撤去後の養生(フランジ蓋等の設置)

#### (2) ポンプ・モーター搬入据付

- ①ポンプ搬入据付
- ②モーター搬入据付
- ③フライホイール搬入据付
- ④芯出調整
- ⑤モーター結線(無負荷回転試験)
- ⑥カップリングボルト接続
- ⑦ポンプ小配管据付

#### (3) 計器等の交換

- ①圧力計・連成計・回転計・自動排気弁の交換を行う。  
(付属計器用銅管、ストップバルブ等含む)

#### (4) 緩閉式逆止弁分解点検

- ①消耗部品の交換及び内部状況確認。
- ②緩閉式逆止弁外面補修塗装を施す。

#### (5) 吐出弁制御装置部品交換工

- ①消耗部品の交換及び内部状況確認。
- ②吐出弁外面補修塗装を施す。

### 2. 工場作業

#### (1) ポンプ分解点検整備(フライホイール含む)

#### (2) 摺動部交換

- ①主軸の新規交換。
- ②羽根車の新規交換。

#### (3) 組立検査

- ①新規部品及び再使用部品により組立を行う。

②各仕上がり寸法は、製造メーカー許容値以内であること。

#### (4) 性能試験

①完成後、性能試験を行い、能力を確認すること。

#### (5) モーター分解点検整備

##### ①分解点検整備

- ・モーターを分解し、各部の洗浄・清掃を行う。
- ・絶縁抵抗を測定する。

##### ②洗浄及びワニス処理

- ・固定子、回転子を点検しスチーム洗浄・乾燥・必要があればワニス処理を行う。

##### ③アースリング整備

- ・アースリングの清掃及び状態確認。
- ・ブラシの摺り合わせ交換を行う。

##### ④組立検査

- ・新規部品及び再使用部品により組立を行う。
- ・完了後、工場にて単体試験を行い異常のないことを確認する。

#### (6) 塗 装

①ポンプ塗装面を1種ケレンする。

②接水部はJWWA-K-135による水道用液状エポキシ樹脂塗料3回塗りとする。

③ポンプ外面については、錆止め塗料2回塗り後、フタル酸塗料による2回塗りとする。

④モーター、フライホイール塗装面を3種ケレンする。

⑤モーター、フライホイール外面については、既設仕様塗料による2回塗りとする。

⑥なお、塗装前には十分なケレンを行うこと。

#### (7) 単体試験等

①据付、計器等の交換完了後、試運転を行い異常のない事を確認する。

(各データ測定を行い、許容値以内であることを確認する。)

## 2-5 その他

1. 本工事を施工する際には、事前に工事対象現場を十分調査し、着工前状況等を確認してから安全衛生に留意し施工すること。

2. 本工事施工にあたり、受注者は経験豊富な技術者及び熟練作業員を派遣し施工すること。また、ポンプ等の搬入出時には天井クレーンを使用するため、有資格者を配置すること。

3. 施設の立入は、監督職員の承諾を得て行うこと。施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係のない機器等には絶対に触れないこと。

4. 現場作業当日は、作業前の連絡（作業内容を明確にすること）、作業後の報告を行うこと。なお、連絡等の予定時間は次のとおりとする。

- (1) 当日作業内容連絡 8 : 4 5
  - (2) 作業時間 9 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
  - (3) 作業終了報告 1 7 : 0 0 作業日報提出
5. 施設の運転に支障のないよう必要に応じて仮設電源を使用し、作業範囲、安全工法に十分留意し施工する。
6. 設備へ影響、危険の伴う作業は、作業条件を十分に検討し、手順書等により安全・確実な作業を行わなければならない。また、ポンプ場運転管理に影響を与える部分については予め検討し、事前に作業要領を作成し、監督職員の承諾を得ること。
7. 本工事を施工する際には、施工場所が水道用水供給施設であることから、衛生管理に十分注意しなければならない。

### 第3章 安全対策

#### 3-1 公衆災害

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守し、災害の防止を図らなければならない。

#### 3-2 安全・訓練等

##### 1. 安全・訓練等の実施

受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

##### 2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

### 3. 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 建設副産物に関する特記仕様書

### 1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

#### ◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

施工条件の明示

| 明示項目    | 明 示 事 項                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工程関係    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工計画書の承諾により開始するが、その後当組合の承諾により作業日の変更は可能とする。</li> <li>2 工期は機器及び材料製作日数を含む。</li> <li>3 水運用(送水停止、認定送水)に係る作業要領書及び手順書は1ヶ月前までに提出すること。</li> </ol>                                                |
| 公害対策関係  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音、振動等の公害防止に十分配慮する。</li> <li>2 塗装施工時には、ケレンによる粉塵及び塗料の飛散防止に対する養生を行うこと。</li> </ol>                                                                                                         |
| 安全対策関係  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働安全衛生法を遵守すること。</li> <li>2 作業に当たっては、重量物を取り扱う作業なので、十分に安全を確認する。</li> <li>3 作業の際には、電源操作及び養生等を確実にを行い、感電事故、波及事故等に十分注意すること。</li> <li>4 工事対象設備の構造及び危険性を熟知し、作業の際には人身の安全確保を重視し施工すること。</li> </ol> |
| 工事用道路関係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機器輸送等について、過積載による違法運行防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、適正かつ円滑に工事を実施する。</li> </ol>                                                                                                                   |
| 仮設備関係   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業で使用する工事用電源は、受注者にて用意し低騒音型とすること。</li> <li>2 仮設物の設置が必要な場合には、仮設計画書を作成すること。</li> </ol>                                                                                                     |
| 建設副産物関係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別添、産業廃棄物に関する特記仕様書に従い適正に処理する。</li> </ol>                                                                                                                                                 |
| その他     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎使用：工事に際し、「庁舎使用許可申請書」を提出しなければならない。</li> <li>2 衛生管理：印東加圧ポンプ場は、水道用水を供給する施設であるため、みだりに施設内に立ち入らないとともに、作業員等の衛生管理には十分注意しなければならない。<br/>また、腸内細菌検査結果（検便）の写しを提出すること。</li> </ol>                   |